

平成 3 0 年 度

県の施策・予算に関する要望

神奈川県町村会

要 望 に あ た っ て

県内14町村の行財政運営につきまして、日頃から格別なご支援、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の景気は雇用情勢も女性や高齢者を中心とした労働参加率が高まるなか、有効求人倍率をみても高水準となり、就業者数の増加も持続し、緩やかに持ち直しており、また、企業の経営体質も良好さを維持し、収益は底堅い推移が続いております。

しかし、一方で、平成28年度の国の一般会計の税収は、法人税、所得税、消費税のいわゆる基幹3税も前年度を下回り、財政運営の厳しさが垣間見れます。

町村に目を落としますと、地方税も、個人所得の伸び悩みによる税収の不透明感、またゴルフ場利用税や償却資産に係る固定資産税の見直しなど、町村財政にとって大きな影響を及ぼす税制改正の議論が沈静化せず、その先行きは不透明であります。

そのような状況のなかで、住民に直結した基礎自治体として町村が担う業務は多岐に渡り、かつ迅速性が求められております。

平成27年度に策定した総合戦略プランも折り返しの年を迎え、PDCAを行いながら、地域経済の活性化と地域再生の成果が、しっかり現れるよう尚一層取り組むことが求められます。

また、近年のゲリラ豪雨等により、自然豊かな県内町村は、土砂災害や河川の氾濫など、未曾有な災害から、住民の安全安心を守る責務があります。

さらには、少子高齢化の波は収まらず、少子化対策に係る経費や医療費、また高齢化の進展で膨らみ続ける社会保障費は、右肩上がりとなっております。

これ以外にも多岐に渡る課題に的確に対応し、町村行政を着実に推進していくため、神奈川県町村会として、今般、平成30年度の「県の施策・予算に関する要望」をとりまとめました。

つきましては、県におかれましても、非常に厳しい財政状況であることは承知しておりますが、本要望書に掲げております事項は、いずれも町村にとって重要な事項でありますので、平成30年度の県の施策・予算の立案にあたりましては、こうした町村をめぐる厳しい状況や直面する数多くの課題にご理解をいただき、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げますとともに、ひとつひとつの要望事項が早期に実現されますよう、国への働きかけ及び県の取り組みを要望いたします。

平成29年8月29日

神奈川県知事

黒 岩 祐 治 様

神奈川県町村会

会長 富 田 幸 宏

目 次

I 重点要望	1
1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進	1
2 防災・防犯対策の充実強化	3
3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進	5
4 保健・医療・福祉対策の充実強化	7
5 産業の振興及び観光施策の推進	10
6 都市基盤等の整備促進	12
7 教育施策の推進	14
8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進	16
II 地域要望	17
1 三浦半島地域要望	17
2 湘南地域要望	19
3 足柄上地域要望	23
4 足柄下地域要望	32
5 愛甲地域要望	36
6 水源地域要望	38

(別冊) 道路・河川・林道整備箇所表

I 重点要望

I 重点要望

1 地方分権の一層の推進とまち・ひと・しごと創生の推進

(1) 広域自治体としての県の役割発揮

ア 様々な行政需要の増加に伴い、県は広域自治体として、広域連携による共同処理の検討及び調整などについて、引き続き、地域の実情に配慮しながら積極的に自治体間調整を行うこと。

特に、税務職員など専門知識を必要とする職務については、職員短期派遣制度を継続し、町村の技能向上に資すること。

また、運用されているマイナンバー制度の今後の方向性についての情報が町村では得られておらず、県として、国等から引き続き積極的に情報収集を行うとともに、国による説明会が開催された都度、町村向けの説明会の開催など、町村に速やかに情報提供を行うこと。

イ 各種基幹統計調査結果の情報収集の際に、対象が特定出来る等の理由から、大都市と町村と同一レベルの情報が公開されていない場合があるが、行政情報収集の観点からも町村が利用する際に、煩雑な手続きをとることなく情報収集ができるよう、自治体専用ページを設ける等の方策を構築するよう国へ働きかけること。

(2) ゴルフ場利用税の現行制度の堅持

所在町村においてゴルフ場利用税は、アクセス道路の整備・維持管理や消防・救急など、様々な行政需要に対応する上で、きわめて貴重な財源であり、引き続き現行制度を堅持すること。

(3) 固定資産税の賦課にあたっての対応

ア 企業の生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税は、町村の重要な財源であるため、軽減措置の今回限りの特例とすることを国に働きかけること。

イ 土地・家屋の課税客体の評価にあたっては、納税者にもわかりやすい評価方法とするとともに、町村の基幹税目である固定資産税の安定的確保のために、税負担の公平性から非課税措置や特例措置の整理・縮減について、国へ要望すること。

(4) 地方交付税改革の推進

ア 地域手当の級地区分決定の際、人口5万人以下の市や町村においては、通勤者率（パーソントリップ数値）を用いて算出しているため、近隣の人口5万人以上の市と支給割合に大幅な差が生じている場合があることから、地域手当の指定基準を見直すとともに、地域手当の超過支給を理由とする特別交付税の減額措置については、地方自治の独自性を阻害することから廃止すること。

イ 平成19年の観光立国推進基本法制定により、地方公共団体は、観光立国の実現に関し施策の策定及び実施の責務が生じたため、国と共に様々な施策を講じて国内外からの観光客を受け入れている。このため、人口規模を超えた観光地特有の負担が少なからず生じていることを踏まえ、地方交付税の算定にあたっては、これらの観光需要について基準財政需要額に十分反映すること。

ウ 地方消費税交付金は、税率引上げに伴い増額されているが、増額分については普通交付税算出時の基準財政収入額への算入率が100%であり、普通交付税交付団体においては、実質的な収入の増に繋がっていないので、増額分の算入率についても75%とするよう、国に要望すること。

エ 臨時財政対策債制度については、速やかに廃止し、地方財源の不足は、地方交付税の法定率引き上げ等、適切な財政措置を講ずること。

(5) 市町村自治基盤強化総合補助金の充実

町村の行政機能及び財政基盤の強化を図る上で非常に有効な補助金であるため、町村の独自性も視野に入れた補助対象事業へと拡大するとともに、幅広く用途可能となる補助金制度に改め、制度の充実を図ること。

(6) 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の着実な推進と地方創生の推進に係る町村への財政支援の充実

神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略について、評価結果をもとに、さらに神奈川県らしい地方創生にむけ、総合戦略プランに位置づけられた事業の内容を一層強化し、各地域県政総合センター等を窓口として町村と連携し事業を推進するとともに、「市町村自治基盤強化総合補助金」のなかに新設された「地方創生推進事業」については、町村の声を聞き、町村が柔軟に対応できる補助金制度の創設など必要な支援を行うこと。

(7) 地方の実態を踏まえた歳出改革の実現

政府の経済財政諮問会議等においては、地方における基金の増加をもって、地方財政計画の歳出の適正化等を速やかに行うべきとの議論があるが、地方自治体においては、独自に財政支出の削減に努めながら、不測の事態による税収減や災害への対応等に備えるとともに、地域の様々な課題に対処するため、各々の判断に基づいて基金を積み立てているところであることから、地方の基金残高が増加していることをもって短絡的に地方歳出を削減することのないよう国へ働きかけること。

2 防災・防犯対策の充実強化

(1) 地震等防災対策の充実強化

- ア 東海地震、神奈川西部地震、南関東地震など緊迫性が指摘される中、地震観測網及び地震予知研究体制を充実強化するとともに、神奈川西部地震、南関東地震については、東海地震と同様な地震対策大綱を策定し、具体的対策を着実に推進すること。また、水防対策については「水防災意識社会構築ビジョン」に基づくハード・ソフト両面からの対策を推進し、関係自治体と連携し、住民の生命、身体、財産を守る上で必要となる財政的支援を含めた災害対策を強化すること。
- イ 「小規模な倉庫の建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）」の趣旨や他県の状況等を踏まえ、自主防災組織等の設置する防災倉庫については、特例措置を講じる若しくは、神奈川県建築行政連絡協議会の定める「小規模」に当たる範囲設定を見直すこと。
- ウ 原子力災害が発生した場合、国が関係自治体、周辺自治体及び関係機関への連絡体制を整備し、迅速かつ的確に必要な情報を提供するよう、県としても国へ働きかけを行うこと。
- エ 東海地震の強化地域に指定されている町村では、災害発生時の復旧支援活動に必要な主要道路を確保するため、これらの道路にある橋梁やトンネルの耐震診断と補強工事に対する国の財政措置のさらなる充実と、無電柱化の計画的な推進について働きかけるとともに、県においても上積み助成の補助金を創設すること。
- オ 完成時に移管された高速道路（自動車専用道路を含む）跨道橋の耐震補強事業については、原因者である中日本高速道路株式会社から負担金を徴収する制度を創設するよう、国及び中日本高速道路株式会社へあらためて働きかけること。

(2) 防災力強化のための支援制度の充実

- ア 平成 28 年度から創設された県単独補助である「市町村地域防災力強化支援事業費補助金」について、防災倉庫など整備後の更新費用や防災備蓄資機材等を補助対象とするなど、補助対象事業の拡大及び補助率の拡充を図り、災害発生時に、住民の生命、身体、財産を第一線で守る町村にとって柔軟で継続性のある補助金制度を確立すること。
- イ 自治体が発行するり災証明は、地震等の災害における補助制度である生活再建資金の手続きに必須となる証明であり、り災証明の発行にあたっては、担当職員が迅速かつ正確に被害状況を調査・評価することが重要であるが、現状では職員の知識・経験も乏しく被災家屋のランク付けも困難な状況である。
- このため、自治体職員の被害状況の評価技術向上を図るため、引き続き研修会を開催されることを要望するとともに、統一的な準則の技術的助言作成について、国へ働きかけること。

ウ 防災行政無線（同報系・移動系）は平成34年11月末をもって新規の条件に適合しない無線機器は使用できなくなるため、防災行政無線デジタル化全般の財政的支援制度の早期創設を引き続き、国へ働きかけること。

(3) 施設の耐震化の促進

今回の熊本地震を契機に見直された防災基本計画のなかでも、「災害に強い強靱な国づくりに向け、官民一体となった総合的な防災対策に取り組む」とし、その一環で避難所や施設の耐震対策を行い、安全性を確保することが求められていることから、施設の耐震対策に対する補助メニューの創設を国に働きかけること。

(4) 公共施設における防犯対策の推進

道路、公園等の公共施設への防犯灯や防犯カメラ、緊急通報システムの整備など、自治体が犯罪抑止という視点で取り組む事業に対し、住民と直結する町村が実施する施策について、フレキシブルに対応できるような財政支援を講ずるよう国へ働きかけること。

(5) 警察官の増員と交番の増設

住民の生命の安全と財産を保護し、公共の安全と秩序を維持するため、本県警察官の定員基準を引上げ、増員するとともに、交番の増設を含め、関連する予算についても併せて措置を講ずるよう国へ強く働きかけること。

(6) 土砂災害警戒区域等に指定された区域内家屋の対応

災害を未然に防止するため、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定された区域内の建築物の自主的な移転や建替えの際に必要な補助、融資、税制の特別措置を早急に検討するよう国に強く働きかけること。

3 自然環境の保全と快適な生活環境の整備促進

(1) 自然環境の保全

近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、現状を調査し計画的に事業を推進するとともに、整備財源を国に要望し、着実に森林の保全・再生を推進すること。

(2) 森林に対する国民的支援の構築

地球温暖化対策を着実に推進するためには、二酸化炭素排出抑制対策だけでなく、森林吸収源対策などの諸施策を地域において主体的に進めることが不可欠である。

平成29年度税制改正大綱において、「森林環境税（仮称）の創設に向けて、平成30年度税制改正において結論を得る」と明記されたことから、既存の県水源環境保全税との関係や、県民が利益を享受できる具体的な仕組みを、町村の意見を踏まえ、慎重に検討するとともに、町村への体制支援の強化や県の主体的な役割を明確化するなど、安易に町村へ負担を押し付けることがないような制度設計を、引き続き国へ働きかけること。

(3) 新エネルギーの導入促進

地球温暖化の防止、エネルギーの地産地消や地域の活性化を図るため、町村等が整備する太陽光、風力、水力発電等の再生可能エネルギーを積極的に導入できるよう、手続きの簡素化を図るとともに、初期投資への助成等の支援を行うことで、政府が目標とする再生エネルギーの電源比率 22～24%が達成出来るよう国へ要望すること。

また、家庭用燃料電池システム（エネファーム）の広範な普及を図るため、設置者負担額の軽減のための財政支援の充実強化を図ること。

(4) 有害鳥獣対策の強化充実

年々増加傾向にある有害鳥獣の被害実態を把握するとともに、各地域の実情にあった施策を展開する意味からも、各県政総合センター単位で町村と連携し、実効性のある対策を講ずること。

(5) 廃棄物処理施設整備への財政措置の拡充

循環型社会形成推進交付金について、市町村の事業実施に合わせ必要な予算額の確保と廃棄物処理施設と一体不可分な用地・建物整備もすべて交付対象に加えるなど、交付対象を国へ引き続き提案し、その実現を図ること。

(6) 墓地等の経営の許可等に関する条例等の改正

神奈川県墓地等の経営許可に関する条例及び施行規則の墓地等の設置場所の基準において、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂には、埋葬を行う墓地（土葬）と異なり、墓地と住宅地等との距離規定がなく、現に住宅に近接する場所に設置が認可されている。

今後、隣接する市町村の境に設置されることなども十分想定されるため、広域の見地からの規定が必要であることから、各市町村の条例等に委ねることなく、他県の条例に距離規定があるように県条例及び施行規則を改正し、焼骨を埋蔵する墓地及び納骨堂について住宅地との距離規定を設けること。

(7) 林地台帳整備に係る支援

森林法の一部を改正する法律に伴い林地台帳制度が創設され、市町村が林地台帳を整備し、平成 31 年 4 月 1 日から本格運用することとされている。

林地台帳整備にあたっては、県が作成する森林簿との整合性を図る必要があるなど、人員の少ない町村にとって非常に負担が大きいことから、人的、財政的及び技術的支援が不可欠である。

については、林地台帳整備に関し町村が円滑に業務を行うことができるよう、各種の支援策を講じること。

4 保健・医療・福祉対策の充実強化

(1) 地域保健医療対策の充実

ア 産科、小児科など、特定の診療科の医師を中心に、医師数・病院数の偏在が生じていることから、救急医療体制の維持が厳しい地域も見られるので、県としても安定した地域医療提供体制を確保するとともに、医師の就業環境改善のための措置を図るなど、抜本的な医師確保対策を講ずることを国へ要望すること。

また、小児科の二次救急医療体制を維持するために、「地域医療介護総合確保基金」の増額を国に働きかけ、市町村が提出した事業計画書どおり実施できるようにすること。

イ 町村が実施する各種がん検診は、がん検診総合支援事業に一本化され、補助率が大幅に削減されたが、受診率の向上につなげるためにも、全額国庫補助とするなど恒常的な制度化を国へ強く働きかけること。

ウ おたふくかぜ等有効性、安全性が確認されたワクチンについては、早急に予防接種法における定期接種の対象とするとともに、その際には、本来その財源を含め、国の責任において実施されるべきものであることから、地方交付税等の措置ではなく、費用の全額を国の責任において措置することを要望すること。

また、予防ワクチン接種後の症状発症者に対する救済措置を早期に実現するため、健康被害救済の手続きの簡素化及び迅速な審査の実施を国へ要望すること。

(2) 医療費をはじめとする助成制度の充実

ア 小児医療費の助成は、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減の重要な支援策であるが、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限界があり、所得制限の在り方を見直し、全県的な制度設計を国と連携したなかで県主導で進めること。

イ ひとり親家庭等医療費、重度障害者医療費助成について、一部負担金や所得制限の撤廃など、実施主体である町村ごとの格差が縮小するよう県の主導により改善すること。また、「重度障害児者医療費助成制度」の創設など、法律等に基づく全国統一した助成制度を創設するよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 町村では、小児医療費助成や障害者医療費助成など、単独で補助を行っているが、これによって国保財源である国庫負担金（療養給付費負担金）の減額措置がとられているため、この措置を廃止するよう国に働きかけること。

エ 不育症・不妊症等の特定治療助成事業について、保険適用の早期実現並びに助成制度の創設について、国へ働きかけること。

オ 障がい者に対する各種補助制度について、規定の補助率を維持し、確実な予算措置を要望するとともに、国に対して「義務的経費」として位置づけるよう働きかけること。

(3) 国民健康保険制度等の改革

ア 平成30年度の新制度移行に伴い保険料税水準に激変が生じないように、国保事業費納付金は医療費水準に基づくものとする。激変が生じる場合には、経過措置を十分設けるとともに、経過措置に必要な財源については、都道府県設置の財政安定化基金の交付事業財源として確実に確保すること。

また、法定外繰入れやその背景にある保険料税水準など「財政上の構造問題」に対する3,400億円の財政基盤強化策の効果を検証し、今後とも、必要な追加支援策を実施すること。

イ 広域化の目的でもある保険料の統一化（同一所得同一保険料）に向け、保険者ごとの実態を踏まえた中で検討を行うとともに中長期的スケジュールを示すこと。

(4) 「子ども・子育て支援新制度」の推進

ア 平成27年4月から新制度が本格スタートしたが、1号認定に係る施設型給付は、法定負担とされている全国统一費用部分（国1/2、県・町各1/4）の他に、公定価格の27.5%にあたる地方単独費用部分（県・町各1/2）が設定されており、町村に過大な財政負担を強いるものであることから、地方単独費用部分を直ちに撤廃し、公定価格全体を国庫負担対象額とする本来の制度に改正するよう国への働きかけをすること。

また、子ども・子育て支援新制度の着実な促進を図るため、神奈川県子ども・子育て支援交付金の継続と更なる充実を図ること。

イ 「子ども・子育て支援新制度」では、公立幼稚園の広域利用の場合に保護者が支払う利用者負担額は、保護者の居住地の市町村が定める額であり、その際、当該幼稚園設置町村が定める当該施設利用に係る公定価格と利用者負担額との差額は、保護者居住地の町村が負担することになっていることから、公定価格と利用者負担額の差額が保護者居住地の町村の新たな財政負担となっているため、保護者居住地町村の費用負担については、地方交付税措置とするよう国へ働きかけをすること。

また、財政負担の調整は、当該市町村間で行うこととされているが、負担について一定のルールが示されることが必要であり、このルール策定について国へ働きかけをすること。

(5) 子ども・子育て支援、待機児童対策等のための新たな補助制度の創設

ア 平成28年度に事業終了期限を迎える「保育緊急対策事業費補助」に代わる制度は、平成29年度以降に、速やかに検討を進め、町村に情報提供すること。

その際には、民間保育所に対する補助のみでなく、公立保育所への補助、特に、老朽化した施設の整備や耐震化等への財政支援、保育士の人件費に対する支援等対象経費の拡充を図ること。

イ 放課後子ども教室推進事業については、「放課後子ども総合プラン」の一環として、より一層の充実が求められている一方で、県の補助規定に制約が多く、補助金額は実支出額を大きく下回るものとなっている。今後の安定的かつ、一層の事業充実のため、補助要件の拡充を図ること。

(6) 児童福祉の充実

県による児童福祉司を増員し、また新たに要保護児童対策地域協議会での支援等を担う支援担当福祉士を中心に、町村の支援充実が図られているが、町村での相談ケースの増加、かつ複雑化するなかで、町村での相談体制は今後、益々重要性を増すものである。

については、今後とも町村の相談体制の整備に係る財政支援を引き続き国への働きかけをすること。

(7) 介護保険制度の充実

ア 保険給付費の国庫負担分は、25%のうち5%を調整交付金として配分されることになっているが、市町村間で交付率に格差があり、第1号被保険者に負担を強いることになる。保険者の財政がより安定的に運営されるよう、調整交付金の交付率に格差を設けないように、引き続き国へ働きかけること。

イ 低所得者に対する介護保険の保険料、利用料の軽減措置は、依然として、不均衡が生じていることから、統一的で公平な運営を図るため、法制度として明確な位置づけをし、必要十分な財源支援措置を講ずるよう、引き続き国へ働きかけること。

ウ 介護保険制度の見直し及び介護報酬の改定等に当たっては、被保険者であり、また、利用者でもある住民が、もっとも影響を受ける立場にあることを認識し、十分な準備期間と住民への周知期間を確保できるよう、適切なスケジュールの設定及び速やかな情報提供を行うよう国へ働きかけること。

5 産業の振興及び観光施策の推進

(1) 都市農業の経営安定化のための補助制度の創設

農業者戸別所得補償制度に代わり経営所得安定対策が検討されているが、現段階は制度の仕組みを検討しているに留まっており、本県の農業者にとって経営の安定化につながるものか明確でないため、早期に制度の仕組みについての情報を提供するように国へ要望すること。

(2) 県内の観光の推進

県で策定された「かながわグランドデザイン実施計画」のプロジェクトの柱の一つである「人を引きつける魅力ある地域づくり」また改定された「かながわ農業活性化指針」の施策の方向「県民ニーズに応じた農畜産物の生産と利用の促進」でも、各町村の農産物のブランド力の強化と6次産業化の推進が位置づけられており、各町村の実態を捉え、観光事業と「農業」・「漁業」といった第一次産業を結びつけたなかでの相乗効果によって、更なる活性化が図れるような新たな支援制度を確立すること。

また、併せて県管理地である観光地の施設整備について積極的な整備をすること。

(3) 国家戦略特別区域による規制緩和

東京オリンピック・パラリンピックを視野に入れた国家戦略特別区域及び区域方針における「外国人の滞在に対応した宿泊施設の提供【旅館業法】」について、国は民泊の推進を図っているが、規制緩和による旅館・ホテル等への影響もさることながら、住民の安全確保の問題、良好な住環境保全の問題なども懸念されるため、今後とも町村及び地域の声に十分配慮されることを国に働きかけること。

(4) ICカードの広域利用による観光振興

セキュリティが高いといわれるICカードは、今やキャッシュカードや身分証明書、なかでも乗車券はICカード（スイカ）が幅広く活用されている。

しかし、JR御殿場線では、鉄道乗車時に多く使用されているICカードが御殿場・国府津駅間で利用できず、観光客だけでなく日常生活で利用する方にとっても、不便を強いられている。

富士山の世界遺産登録や東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機に、観光振興を図る観点から、また、生活関連利用者の利便性の向上を図るために、静岡・山梨・神奈川三県サミットにおいて合意がされたIC乗車券の広域的利用に係わる環境整備に向け、県を跨る広域的な取組みとして、県が主体的に鉄道事業者や国に対し働きかけを行うよう引き続き要望すること。

(5) かながわブランドの振興に係る支援の充実

平成 29 年 1 月現在で、58 品目 92 登録にわたるかながわブランド、なかでもお茶は、中山間地をはじめとする地域の農業を支える重要な品目である。丹沢箱根山麓一帯の地域で生産される茶は、「足柄茶」としてかながわブランドの認定を受けているが、茶の消費量は全国的に減少傾向にあり、生産者の高齢化などと相まって、茶栽培面積は減少している。

については、かながわブランドである「足柄茶」の振興を図るため、国の補助事業の要件の緩和や拡充・強化を国に働きかけること。また、今後さらに国内市場の減少が見込まれることから、国外も含めた茶の販路拡大の支援を行うこと。

6 都市基盤等の整備促進

(1) 土地区画整理事業への新たな補助制度の創設

公共施設の整備改善及び良好な宅地の利用の増進を図るために行われる区画整理事業について、組合施行の区画整理事業と同様に、公共団体施行の事業についても、補助対象となるような新たな補助制度の創設をすること。

(2) 国定公園区域等における開発行為の規制緩和

国定公園または県立自然公園区域に指定された場合は、一定の都市計画制限を受けたなかで、開発行為等が行われるが、町村で大きな課題となっている移住・定住促進にあたっては、仕事の間が居住場所と近接するという『職住近接』ニーズが高いため、県条例の基準の弾力的な運営を行い緩和措置を講ずること。

(3) 社会資本整備総合交付金の充実

地方公共団体にとって創意工夫を生かした都市基盤整備を推進するうえで有意義な制度であるが、交付率に対する配分額が近年、満額交付されていない状況が顕著にみられ、事業執行に支障をきたすため、必要な事業総額を確保するとともに、配分額を引き続き安定的かつ継続的に確保するよう国へ働きかけること。

また、用途や目的に関する自由度を高め、使いやすい制度とするとともに、平成30年度以降の制度実施が明示されていないものについては、継続して実施するよう、町村に対して早期にその考えを示すよう、国へ働きかけること。

(4) 町村部における県道整備枠の確保

町村部での県道は、住民の最も基本となるインフラであるとともに、災害時には緊急交通路や緊急輸送路として指定される路線も多いことから、道路ネットワーク全体のバランスに配慮しつつも、都市部間を結ぶ町村部の道路整備の重要性を認識し、均衡ある道路網の整備を推進するため、町村部の県道整備枠を設け、地域の実情をしっかりと把握し、町村が安全・安心な道路整備が行えるよう国に予算を確保することを働きかけること。

(5) 生活交通の確保対策の充実

生活道路の確保・維持については、国の「地域公共交通確保維持改善事業費補助制度」を活用しているが、今後とも住民の生活の足を確保するために、次の対策をとること。

ア バス路線は、不採算による路線からの撤退が懸念されるため、住民の生活の足を確保するよう、県は「補助額の増額及び町村の要望に対応可能な予算額の確保」を国へ働きかけること。

イ 県は、国の補助制度同様、路線の「キロ程」要件を緩和するとともに、ターミナル拠点や広域拠点の中心となる鉄軌道駅へ接続するものは、一定の距離要件に関わらず対象とし、引き続き国と協調して補助をすること。

ウ 国の補助制度の適用は、神奈川県都市マスタープランの広域拠点の中心となる鉄軌道駅に接続するものが対象となるが、地方創生、高齢化や地球温暖化の観点からも、公共交通は重要であり、補助対象の条件緩和（拡大）をするよう、国に働きかけること。

(6) 河川区域内における環境保全対策の充実

県では、堤防の法面などの草刈や、河川敷の雑木の伐採等については、定期的実施しており、自治体も住民と一体となって、河川環境の保全を図るため、河川清掃等を実施している。

自治会委託制度の実態もあると思われるが、自治会の高齢化等を考えると、不十分な個所も見受けられることから、河川管理者によるさらなる草木の除草並びに伐採をすること。

(7) 上下水道事業の整備促進に伴う財政措置

ア 水道施設の改良や老朽化に伴う更新に係る工事費は増加の一途を辿っており、内部留保資金に乏しい零細な水道企業体では財源を起債に頼らざるを得ない状況である。維持管理費の増大は、将来的に水道料金の高騰を招くことになる。

安定した水道事業を運営するためにも、国庫補助事業における採択要件の緩和及び補助率の引き上げを国に要望するとともに、県による維持管理に係る補助制度の創設を検討し、国との共同補助とすること。

イ 下水道事業については、現行の地方交付税への算入方法の改善等、地方交付税制度の改善充実に向け、継続的に国へ要望すること。

(8) 公共施設の計画的更新の促進について

国の指導により策定した公共施設等総合管理計画に基づく公共施設を計画的に更新し統合用施設として整備する際の事業費について、新たな国庫補助メニューの創設を国へ積極的に働きかけ、適正な施設の統廃合が円滑に進められようにすること。

7 教育施策の推進

(1) 教育指導体制の強化

ア いじめや不登校など学校が抱える課題は増加とともに、複雑化を増し、その解消を図るとともに、きめ細やかで質の高い教育を実現するため、小中学校における教職員定数を根本的に見直すことについて、その実態を把握し弾力的な運用を図るよう国に働きかけをすること。

イ 学校へのスクールカウンセラーの配置については、不登校など校内・学内での種々の問題行動などに、専門的な知識をもって相談業務に対応され、学校教育において成果をあげている現状を認識し、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの更なる派遣日数の拡大と増員などの見直しをすること。

ウ 学校図書館の充実については、各学校には県費職員の司書教諭が在籍しているが、専任でなくクラス担任や教科を受け持っており、図書館業務に専念できない。また、学校司書は町村でも配置しているが非常勤職員であり、学校図書館の運営について計画的、継続的に関わっていく一定の資質を備えた職員を確保することが課題であるため、国が「学校図書館ガイドライン」と同時に出した通知のとおり、司書教諭は図書館業務に専念できる教職員の配置とすること。

エ 神奈川県でも外国籍住民が増加傾向にある中、日本語が理解できないまま転入し、学校生活に入る外国籍児童・生徒にあっては、日常会話はもとより、授業における理解が困難な状況にある。

そして、その言語も多岐に渡るほか、生活習慣や環境の変化、制度の違いなどに対応できない児童・生徒が多い状況にある。

県においても、外国籍児童・生徒への指導・支援に係る手引きを作成しているところであるが、こうした状況に教職員のみで対応することは難しくなっていることから、各言語の通訳をはじめ、生活支援などのコーディネートを専門とする人材の配置に係る財政的・人的支援及びこうした人材派遣に係る実効性のある制度を構築すること。

(2) 少人数学級編制の実現

学級編制基準の見直しにより、少人数学級編成に向かっているが、児童生徒指導上の問題等により、更なる引き下げを国に働きかけること。

(3) 私立幼稚園就園奨励補助の充実

私立幼稚園就園奨励費補助金は、私立幼稚園児の保護者の経済的負担軽減に有効であるが、補助金規定の「事業費の3分の1以内」の国庫補助について満額補助が受けられず、町村で補てんする実情が続いている。新制度施行後も、施設型給付への移行が進まない状況のなかで、私立幼稚園就園奨励費補助のより一層の充実を図るよう国へ働きかけること。

(4) キャリア教育の推進に伴う補助制度の確立等

教育基本法の改正により、推進を目指す「キャリア教育」を現場で担う町村としては、県が策定を進める「かながわ教育大綱」で検討されている「地域の協力」「地域の絆」を強化するうえでは、自治体が特別に実施する「キャリア教育事業」が重要と考えるため、県のキャリア教育のための研修棟は引き続き行うとともに、十分な補助制度の確立と支援を町村に対して行うこと。

(5) 「学校施設環境改善交付金」の交付条件の緩和

障害のある児童生徒の対応に必要な施設整備にあたって有効な「学校施設環境改善交付金」は、制度の運用面において、申請にあたっての日程的な問題や執行上の制約があること、また、「支援教育補助員」等の人的配置にかかる人件費などは自治体の単独負担となり、結果的に町村の財政を圧迫している実態から、人的配置に対する財政的補助の実施と施設整備に対する国の「学校施設環境改善交付金」の条件緩和を強く国に働きかけること。

(6) 外国語教育の推進

平成23年度の新学習指導要領における「小学校外国語活動」の充実、さらに、2020年度から新指導要領が実施されると、小学校3年生から英語教育が始めることになるため、専科教員の配置をはじめ学校現場への早期支援を充実させることを国へ働きかけること。

また県においては、29年度から計画されている小学校教員への中学校英語教員免許取得させる取り組みは推進を図ること。

8 東京オリンピック・パラリンピック等開催に伴う施策推進

(1) 社会基盤整備への支援

オリンピック・パラリンピック等の競技開催等に伴い、関係する自治体においては多数の来訪者が想定されることから、来訪者に対し、安全・安心な環境を提供できるよう、インフラ等の社会基盤整備に必要な財政支援を講ずること。

(2) 訪日観光客増加に伴う対策の支援

ア 訪日観光客の増加が想定され、更なる「おもてなし」の向上のため、公共施設、商業施設、道路等における多言語表示化や無料公衆無線LANの整備、外国語でコミュニケーションが図れる人材の育成など、ソフト・ハード両面での支援制度の充実を図ること。

また、公共交通事業者における外国人観光客の利用促進に向けた取り組みに対する支援を行うこと。

イ 県内の観光情報発信を強化し、訪日外国人向けに県内自治体の魅力を積極的にPRし、ホームページ等によるPRについて、オリンピック・パラリンピック等の開催期間終了後も引き続き活用できるものとする。

(3) テロ・感染症対策の強化

ア 開催に合わせて多くの訪日観光客が見込まれることから、テロなどの脅威から来訪者及び地域を守るよう十分な治安対策を講ずるとともに、そのための警察の体制等を強化すること。

イ 世界各国からの訪日外国人の増加により、日本国内で発生しない感染症が持ち込まれる可能性が高まることから、検疫等水際対策の強化を図ること。